

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定等について（通達）

〔 制定 平成19.4.25 例規務第15号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関し、京都府警察及び奈良県警察との間で別添第1及び別添第2のとおり協定が締結されたことから、運用上誤りのないようにされたい。

別添第1

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定

京都府公安委員会及び奈良県公安委員会は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の2の規定により、「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使について、次のとおり協定する。

平成19年4月20日

京都府公安委員会

委員長 姫野敬輔

奈良県公安委員会

委員長 永田正利

（権限行使の区域）

第1条 京都府警察及び奈良県警察（以下「両府県警察」という。）は、「サントウンプラザこすもす館」における事案を処理するため、別図に示す「サントウンプラザこすもす館」の敷地をこの協定の対象区域（以下「協定区域」という。）とし、当該区域にそれぞれ権限を及ぼすことができる。

（事案の処理方法）

第2条 協定区域で発生した事件事故その他の事案については、管轄区域にかかわらず、認知した京都府警察又は奈良県警察（以下「府県警察」という。）が応急措置を講じた後、当該事案の発生場所又は主たる犯行場所を管轄する府県警察に引き継ぐものとする。ただし、事後措置を要しない事案はこの限りでない。

2 前項の規定により難しい場合は、その都度、両府県警察の警察本部長が協議するものとする。

（経費の負担）

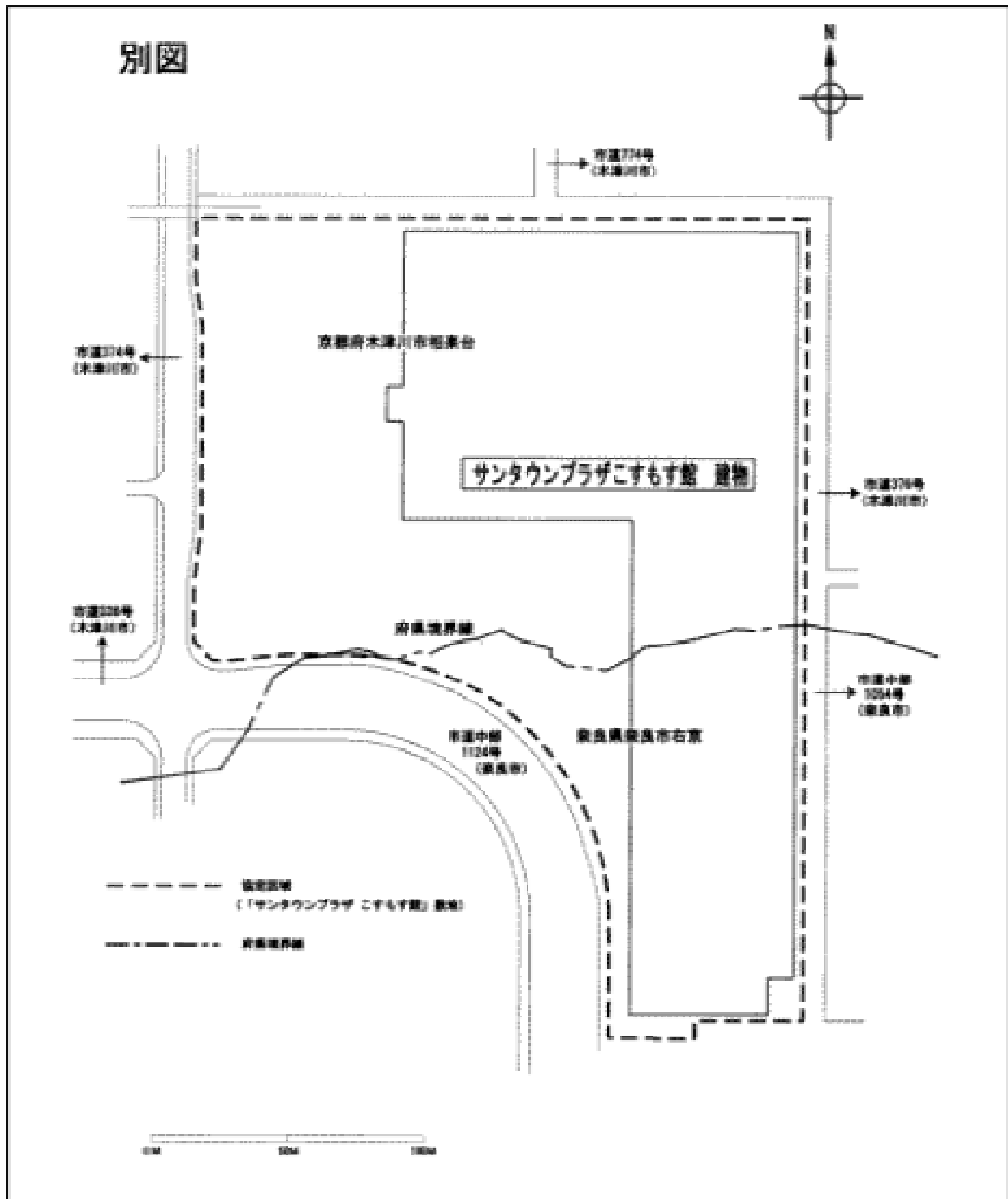
第3条 前条第1項に規定する応急措置を講じたことにより要した経費は、当該応急措置を講じた府県警察の負担とする。ただし、多額の支出を要するなど特別の事情がある場合は、その都度、両府県警察の警察本部長が協議するものとする。

（細目的事項の委任）

第4条 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、両府県警察の警察本部長が別に協定するものとする。

附 則

この協定は、平成19年4月25日から効力を生ずる。



別添第 2

京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する細目協定

京都府警察本部長及び奈良県警察本部長は、京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定第 4 条の規定により、同協定の実施に関し必要な細目的事項について、次のとおり協定する。

平成19年 4 月20日

京都府警察本部長

警視監 中 澤 見 山

奈良県警察本部長

警視長 坪 田 眞 明

(応急措置の範囲)

第 1 条 京都府と奈良県との境界に建設された「サントウンプラザこすもす館」における事案の処理に係る京都府警察及び奈良県警察の権限行使に関する協定第 2 条第 1 項に規定する応急措置の範囲は、届出の受理、犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、関係者の確保、証拠物の押収、逃走被疑者等の手配、現場保存、質問、救護、避難等の措置、警告制止、所轄警察署への連絡その他事案を認知した京都府警察又は奈良県警察が講ずる必要がある措置とする。

(警衛等)

第 2 条 警衛、警護及び災害・雑踏警備等の警備実施については、その都度、京都府警察及び奈良県警察（以下「両府県警察」という。）の警察本部長が実施要領等について協議するものとする。ただし、両府県警察の所轄警察署のみで対応できるものについては、両府県警察の所轄警察署長の協議をもって両府県警察の警察本部長の協議に代えることができる。

(相互協力等)

第 3 条 両府県警察は、事案の処理に関して相互に緊密な連絡を行うほか、相互に協力し、及び援助するものとする。

附 則

この協定は、平成19年 4 月25日から効力を生ずる。